

新旧対照表

浦安市運動公園総合体育館管理規則（平成7年教委規則第7号）の一部改正

（下線の部分が改正部分）

改 正 後	改 正 前
（使用者の登録） 第4条 体育館の施設（以下「施設」という。）を使用しようとする者は、あらかじめ、浦安市体育施設使用者登録申請書（別記第1号様式）を教育委員会に提出しなければならない。 <u>2 前項の規定にかかわらず浦安市公共施設予約システム（以下「予約管理システム」という。）を利用する場合にあっては、予約管理システムへの入力をもって同項の手續に代えるものとする（減額又は免除の申請を併せて行う場合を除く。）。</u> （使用者登録の承認） 第4条の2 教育委員会は、施設の使用者登録を承認したときは、浦安市体育施設使用者登録証（別記第2号様式。以下「登録証」という。）を当該申請者に交付するものとする。<u>ただし、施設を専用使用する場合において、当該施設を複数の者が使用するときは、当該使用者のうちの1人が登録証の交付を受けていれば足りる。</u> <u>2 前項の規定にかかわらず、予約管理システムへの入力により申請があった場合の施設の使用登録の承認にあっては、登録証は交付しない。</u> <u>3 登録の有効期間は、2年とする。</u> （専用使用の手續） 第5条 省 略 2 省 略 3 第1項の規定にかかわらず、<u>予約管理システム</u>を利用する場合にあっては、予約管理システムへの入力をもって、同項の手續に代えるものとする（減額又は免除の申請を併せて行う場合を除く。）。	（使用者の登録） 第4条 体育館の施設（以下「施設」という。）を使用しようとする者は、あらかじめ、浦安市体育施設使用者登録申請書（別記第1号様式）を教育委員会に提出し、<u>浦安市体育施設使用者登録証（別記第2号様式。以下「登録証」という。）の交付を受けなければならない。ただし、施設を専用使用する場合において、当該施設を複数の者が使用するときは、当該使用者のうちの1人が登録証の交付を受けていれば足りる。</u> <u>2 登録証の有効期間は、2年とする。</u> （専用使用の手續） 第5条 同 左 2 同 左 3 第1項の規定にかかわらず、<u>浦安市体育施設予約管理システム（以下「予約管理システム」という。）</u>を利用する場合にあっては、予約管理システムへの入力をもって、同項の<u>申請手続き</u>に代えるものとする。（減額又は免除の申請を併せて行う場合を除く。）

(下線の部分が改正部分)

改 正 後	改 正 前
4・5 省 略 (個人使用の手続) 第6条 施設を個人使用しようとするものは、当該施設を使用する前に利用券を購入しなければならない。 <u>2 前項の規定にかかわらず、予約管理システム等を利用する場合にあっては、予約管理システム等への入力をもって、同項の手続に代えるものとする(減額又は免除の申請を併せて行う場合を除く。)</u>。 (専用使用の許可) 第7条 教育委員会は、施設の専用使用を許可したときは、浦安市運動公園総合体育館専用使用許可書兼領収証書(別記第5号様式。以下「使用許可書」という。)を当該申請者に交付するものとする。ただし、<u>予約管理システムへの入力により申請があった場合の施設の使用の許可にあっては、使用許可書は交付しない。</u> (専用使用の取消し) 第8条 省 略 2 省 略 3 教育委員会は、施設の専用使用の取消しを許可したときは、浦安市運動公園総合体育館専用使用取消し許可書(別記第7号様式。以下「取消し許可書」という。)を当該申請者に交付するものとする。ただし、<u>予約管理システムへの入力により申請があった場合の体育館の専用使用の取り消しの許可にあっては、取消し許可書は交付しない。</u> 附 則 <u>この規則は、令和8年1月1日から施行する。</u>	4・5 同 左 (個人使用の手続) 第6条 施設を個人使用しようとするものは、<u>当該使用日において、当該施設を使用する前に利用券を購入しなければならない。</u> (専用使用の許可) 第7条 教育委員会は、施設の専用使用を許可したときは、浦安市運動公園総合体育館専用使用許可書兼領収証書(別記第5号様式。以下「使用許可書」という。)を当該申請者に交付するものとする。ただし、<u>予約管理システムにおいて、入金予約機以外での申請について体育館の専用使用を許可したときは、使用許可書は交付しない。</u> (専用使用の取消し) 第8条 同 左 2 同 左 3 教育委員会は、施設の専用使用の取消しを許可したときは、浦安市運動公園総合体育館専用使用取消し許可書(別記第7号様式。以下「取消し許可書」という。)を当該申請者に交付するものとする。ただし、<u>予約管理システムにおいて、入金予約機以外での取り消し申請について体育館の専用使用の取り消しを許可したときは、取消し許可書は交付しない。</u>